地方厚生局(厚生労働省)公開討議 議事概要

- 1. 開催日時 平成 22 年 5 月 21 日 (金) 17:50~18:50
- 2. 場所 内閣府講堂(内閣府本府庁舎地下1階)
- 3・出席者

(厚生労働省) 山井政務官、他事務方

(自治体側) 上田埼玉県知事、山田京都府知事、石垣新見市長、古木和木町長

(戦略会議側) 北川主査、大塚副大臣、逢坂補佐官

北川主査及び大塚副大臣からあいさつと公開討議の趣旨の説明(総合通信局の議事概要を参照)があった。提出資料に基づき、厚生労働省から地方厚生局の概要及び出先機関改革の基本的論点に対する見解の説明がなされた後、議論が行われた。その概要は、以下のとおり。

【(戦):地域主権戦略会議側、(地):地方自治体側、(国):厚生労働省】

(国) 厚労省としては、マニフェストに掲げられた国の出先機関の原則廃止の方針に沿って、 地方厚生局のあり方を抜本的に見直さなければならないと考えている。

広域的実施体制の確保がなされるのであれば、社会福祉法人等の認可・監督や、消費生活共同組合の認可、承認及び監督等について都道府県の移譲を検討できると考えている。 また、児童福祉法に規定する指定療育機関の指定や、生活保護法に規定する都道府県立の保護施設の監督についても移譲を検討する。

国を保険者とする政府管掌の公的年金関係業務については、都道府県に移譲した場合、 認可業務を行う理由を整理する必要があり、今後国税庁と統合し歳入庁を設置する方向で 年金改革を考えているため、都道府県から国に再び業務の再移譲が必要になると考えてい る。

保険医療関係業務は、健保、国保や共済の各保険者に代わり国が行っており、実施に当たっては全国の統一性が必要になる。また、後期高齢者医療制度の見直しの中で、都道府県の役割なども議論しており、その行く末も関係してくると考えている。

医療観察法の対象機関については、司法制度と密接に関連しており、国の責任で医療を 提供することになっている。

麻薬取締関係業務については、都道府県に移譲した場合、税関、警察等との組織間連携が困難になり、薬物乱用が拡大するおそれがあるのではないかということも論点の一つだと考えている。

(国)公的年金関係業務は、社会保険庁改革の中で、国の責任ということが問われたこと、仮に本省に移した場合でも、スムーズに認可業務を行えるか、ということが論点になる。

医療保険制度については、保険医療機関の指導監督の全国的な統一性、今後の医療保険制度に関する財源問題が論点になる。

原爆被爆者や医療観察法の関係は、国家補償的な性格がある原爆と、司法制度と関連している医療観察法で理由は少し違うが、いずれも国民的な議論を経て国の責任となっており、それとの関係でどう考えるのかということが論点になる。

国家資格に関する業務・養成施設の指定の関係については、国家資格制度をどう考えるか、また、地域間の格差が出るかどうかといった点が論点になる。

食品等の登録検査機関の監督については、我が国から輸出する場合、いろんな登録検査 と認証が必要になり、そういった相手国政府との関係が論点になる。 (地) 回答そのものが出たわけではないが、論点整理を具体的にしていることについては評価する。実際に起こっていることを申し上げると、食品衛生業務については、農林部門との連携が必要であり、地方の方が良いと考える。

厚生年金については全国に格差なく必要な給付を保障する必要があるが、指導については、国保組合の指導監督を広域で実地検査をした実例もあり、やろうと思えばできる。全国知事会、関東知事会、近畿知事会を活用してもできるのではないか。指定業務についても、旅券発給みたいなことを法定受託事務として私たちは受けているし、人材の移管があれば、何の問題もない。

麻薬取締業務は、都道府県警と統合した方が効率的ではないか。

- (地)地方厚生局に地方自治体の医療計画などを指導する力はない。定型的な作業をしているだけ。厚生局の必要性そのものがあまり感じられない。食品の問題も、都道府県に一元化していった方が、相談も含めてよほど専門的かつ効果的にできると考える。
- (国) 食品の輸出入と密接に関わる部分は、相手国政府との関係があり、国としての対応を求められるが、国内の食品に関しては、今も法律上、自治体で行っており、厚生局で行っている事務は輸出入以外では限られるが、関係者の意見もあることから、それらを含めて十分検討していきたい。
- (地) 論点は整理されているが結論を出してもらわないといけない。
- (国) こういう論点があるが、それがクリアできるのであれば移譲できる、そういう姿勢で資料を作成しているので、頂いた意見を踏まえて検討していきたい。
- (戦) 厚労省と地方自治体に確認したい。

厚労省に対しては、資料の中で、一括交付金の議論が先ではないかとの論点が示されているが、厚生局の業務が移譲されれば地方は補助金の使い方についていろんな工夫ができるということになるので、議論の順番としてはむしろ逆ではないか。

地方自治体に対しては、厚生の仕事は、人の健康や安全に関わる話であるから、地方自 治体に移譲された場合には、住民からの訴訟を受けて立つことも含めて、全面的に責任を 負う覚悟があるか。

- (国)厚労省としては地方自治体がやってもらえるところはやってもらいたいと考えているが、 保育所や特別養護老人ホームを増やしてくれという声がある中で、一括交付金化なりを地 方に任せることで、スピードが本当に鈍らないか不安を持っている。そのことと今回の議 論が絡んでいるという認識。
- (地)住民監査請求、住民訴訟を受けることもあり、一つ一つの事業に責任を持っている。責任を持って地域主権を行う議論をしている。
- (地) 訴訟から逃げるようなことは決してない。
- (戦) 厚労省側から地域主権改革に資する提案もあったが、なお一層検討を進めていただきたい。また、出先機関改革の基本的考え方を検討するに当たって、本日示された論点も十分参考にしたい。

(以上)